議題3：ごみ出し代行サービスについて（あま市提出）

市 名		各 市 の 状 況
1	名古屋市	本市では、可燃ごみ等の収集は狭あい路等の場合を除き、原則各戸収集としています。また、共同住宅においては、道路に面した場所に廃棄物保管場所を設置すること等を定めているため、基本的にはごみ出し代行サービスが必要となることはありません。
2	豊橋市	豊橋市においては、共同住宅管理会社がごみ出し代行サービスを提供しているケースは確認されていないため、具体的な対応については回答できかねます。 しかし、法的に問題となりうる行為ですので、同様のケースが確認された場合には集合住宅専用のごみ集積所の設置を前提として指導・協議を行うことになるかと思われます。
3	岡崎市	集合住宅の一部において行われている「各戸の玄関先に出されたごみ（市の指定袋）を、集合住宅敷地内にあるごみステーションまで運ぶサービス」については把握しているが、敷地外のごみステーションまで管理会社が運ぶといったケースは把握していない。
4	一宮市	ごみ出し代行サービスに該当する事例はありません。
5	瀬戸市	当市にてごみ出し代行サービスの実例は把握していません。
6	半田市	集合住宅のごみ置き場については、4戸以上の場合は敷地内に設置をしてもらい、それ以外の場合は近隣にある既存のごみステーションを利用するよう管轄の自治区長と話し合いをしてもらっているため、ごみ出し代行サービスを提供しているケースは見受けられません。
7	春日井市	今回のケースでは、敷地外にごみ出しを代行するサービスの提供を行わないように指導します。敷地内に集合住宅専用のごみステーションを設置するか、住民自身がごみステーションに排出するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼するよう提案します。
8	豊川市	本市では、議題のような事例は把握しておりません。
9	津島市	津島市では、集合住宅を建設する際に、条例に基づき事前に協議書の提出をお願いしている。協議書に基づき周辺に集積場が無いなど、必要と認められる場合はごみ集積場を設置している。そのため代行サービスが必要になることはない。
10	碧南市	当市でそのようなケースはなく、管理会社が入居者のごみをまとめて排出する場合は、事業系ごみとして扱う。
11	刈谷市	刈谷市では事案なし
12	豊田市	当市は、ステーション収集を基本としており、そのような事例はありません。 使用するごみステーションの範囲を自治区（住民組織）で決めているため、集合住宅専用のごみステーションがなくても、集合住宅付近でごみを出す場所は決められています。
13	安城市	事例なし
14	西尾市	ごみ出し代行サービスは見受けられません。
15	蒲郡市	本市では、管理会社による代行サービスは把握していない。今後、収集・運搬業の許可や事業系廃棄物としての扱いも含めて対応を考えていきたい。

議題3：ごみ出し代行サービスについて（あま市提出）

市名		各市の状況
16	犬山市	犬山市では現在そのような事例は確認されていません。 もし、確認ができた場合一般廃棄物の収集運搬許可業者に依頼をするよう指導することが考えられます。 また、要介護等の事情がある方については添付資料のとおり長寿社会課や福祉課にてサポート事業の案内をしております。
17	常滑市	当市において、本議題のような事例はありません。
18	江南市	江南市では集合住宅等を建設するにあたって1,000平方メートル以上又は8戸以上の建物については江南市宅地開発等に関する指導要綱に基づいてごみ置場を設置することになっており、事前に環境課と協議、調整を実施しております。 また、江南市宅地開発等に関する指導要綱に該当しない案件につきましても、建設時に地元役員等と打合せを実施し、ごみの排出場所について調整を実施しております。
19	小牧市	ごみ出し代行サービスを使用している集合住宅があることは認識しているが、具体的に把握はしていない。また、議題にあるような、そうした業者が市の収集ルート上に排出し直すような事例もきいたことはない。
20	稲沢市	稲沢市においては、10戸以上の集合住宅の場合はその敷地内集積場所へ、10戸未満の場合はその地区に設置の集積場所へ排出していただいているため、議題の事例はありません。
21	新城市	議題のような事例は把握していません。
22	東海市	議題のような場合、排出先である集積場所の利用承認を受けている・当市の排出ルールが守られている等のごみについては管理会社等による取りまとめが行われていたとしても、収集に問題のないものと考えておりますが、このような事例が発生した場合は個別に検討するものです。
23	大府市	管理会社が入居者のごみ袋を回収し、別のごみステーションに排出しているケースは把握していませんが、道路が狭く収集車が入れない場合などは、管理会社がごみ出し代行サービスを行うことも考えられます。
24	知多市	議題のような事例は把握していないが、管理会社が入居者のごみを収集、運搬又は保管する場合、家庭系一般廃棄物収集運搬許可が必要になるため、集合住宅の居住者がごみを排出できるような位置にごみ収集場所を設置するように指導する。
25	知立市	管理会社が入居者のごみを代行して収集日に収集ルート上に出しても、当市では回収を行います。
26	尾張旭市	ごみ出し代行サービスについて、本市は把握していません。
27	高浜市	当市の場合、ステーション回収のため、集合住宅のステーションを、管理会社等が管理することは問題はない。専用ステーションのない集合住宅のゴミの管理は、ルール（市指定袋、指定曜日・時間、分別等々）を守っていれば管理会社が行っても問題ない。
28	岩倉市	当市内では同様のケースは把握しておりません。
29	豊明市	●代行サービスは実施していない。 【現状】 ・新築集合住宅建築の際、「ごみ置き場協議書」を事前に提出し、ごみ集積場（可燃・プラ・不燃）を4戸以上6戸以下の場合は最低2m²、7戸以上の場合は1戸あたり0．3m²以上（20戸以上の場合は、資源置き場のスペースを1．3×2．2m以上確保してもらう。19戸以下は不要）確保してもらう。

議題3：ごみ出し代行サービスについて（あま市提出）

市名		各市の状況
30	日進市	本市では、戸建て・集合住宅ともにごみ集積所に出してもらう収集方法です。集合住宅にごみ置場がない場合は、戸建て住宅の市民が使う一般のごみ置場に捨ててもらっています。また、管理会社が入居者のごみを回収し、指定の日にごみ集積所に排出するといったことは行っていません。
31	田原市	アパートの管理会社が入居者が出した「家庭系一般廃棄物」を収集する場合、アパートの管理会社には一般廃棄物収集運搬業の許可を出していないため、収集ができないことを伝え、許可業者に依頼をするように指導をする。
32	愛西市	本市では議題にあるケースを把握していない。
33	清須市	本市の対応としては、家庭系一般廃棄物を回収ルート等の所定の場所まで搬出することを市民の責務として位置づけ、「入居者向けサービス」として居住物件賃貸業者等が管理の一環として一般廃棄物を収集運搬することは認めていない。 借りにこのような形態のことが行われれば、業者の事業活動から伴う事業系一般廃棄物として、市が許可する収集運搬業者を介しての処理を指導する。
34	北名古屋市	市としての取組は行っておりません。 ただし、民間（ヘルパー・シルバー人材センター等）において、実施されていることは把握しております。
35	弥富市	本市で、管理会社がごみ出しの代行サービスをしているということは把握しておりません。 もし、今回のような相談があった場合には、大家ではなく、入居者がごみ集積場まで搬入していただくように指導します。
36	みよし市	該当する事例はありません。
37	あま市	入居者自身が市指定のごみ袋で排出したものを、市の収集場所に適正に搬出されているのであれば、管理会社があくまでサービスとして代行しているものと解釈し、市の許可も必要ないものと考えている。
38	長久手市	管理会社が入居者の排出した家庭系一般廃棄物である市指定のごみ袋を回収し、市の収集ルート上に排出しているケースは、当市においてはございません。